

水 環 境

目 次

表 1	環境基準の達成状況	(17)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(20)
表 3	底質の暫定除去基準	(22)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(23)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(23)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(24)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(25)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(25)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(27)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(28)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(29)
表 12	項目別排水基準超過の状況（2019 年度）	(30)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（2019 年度）	(30)
表 14	公共下水道の供用状況	(31)
表 15	流域下水道の供用状況	(31)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (BOD)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	○	○	×
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	日光川	E→D ^{*1}	○	○	○		矢作川下流	B→A ^{*2}	○	○	○
	新川下流	E→D ^{*1}	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	五条川下流	E→D ^{*1}	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	庄内川中流(1)	B	○	○	○	矢作川 水域	乙川下流	B→A ^{*2}	○	○	○
	庄内川中流(2)	D	○	○	○		鹿乗川	C	○	○	○
	庄内川下流	D	○	○	○		矢作古川	C→B ^{*2}	○	○	○
	矢田川上流	D	○	○	○		介木川	A→AA ^{*2}	○	○	○
	矢田川下流	D	○	○	○		男川	A	○	○	○
名古屋市内 水域	荒子川	E	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	A→AA ^{*2}	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	木瀬川及び 犬伏川下流	A→AA ^{*2}	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	豊川上流	AA	○	○	○	
	山崎川	E	○	○	○	豊川中流	A	○	○	○	
	天白川	C	○	○	○	豊川下流	B→A ^{*1}	○	○	○	
境川等 水域	境川上流	B	×	×	×	豊川等 水域	宇連川	AA	○	○	○
	境川下流	C→B ^{*3}	○	○	○		宇連川放水路	C→B ^{*1}	○	○	○
	逢妻川上流	D→C ^{*3}	○	○	○		音羽川	C→B ^{*1}	○	○	○
	逢妻川下流	D→B ^{*3}	○	○	○		佐奈川	D→C ^{*1}	○	○	○
	猪渡川	D→C ^{*3}	○	○	○		梅田川	C	○	○	○
境川等 水域	新川	C	○	○	○	汐川	E→D ^{*1}	○	○	○	
	長田川	C→B ^{*3}	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
	半場川	C	○	○	○	*1 2017年3月31日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。					
	朝鮮川	C→B ^{*3}	○	○	○	*2 2018年3月30日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。					
	阿久比川	C	○	○	○	*3 2019年3月29日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。					

*1 2017年3月31日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。

*2 2018年3月30日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。

*3 2019年3月29日に生活環境の保全に関する水質環境基準の見直しを行った。

類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)	類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)
AA	1 mg/L以下	C	5 mg/L以下
A	2 mg/L以下	D	8 mg/L以下
B	3 mg/L以下	E	10 mg/L以下

(2) 河川 42 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	矢作川 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	×		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	×	×	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
庄内川等 水域	矢田川	生物B	○	×	×	男川	生物B	○	○	○	
	荒子川	生物B	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○	
	中川運河	生物B	×	○	○	木瀬川及び 犬伏川下流	生物B	○	○	○	
	堀川	生物B	○	○	○	豊川(ア)	生物A	○	○	○	
	山崎川	生物B	○	○	○	豊川(イ)	生物B	○	○	○	
名古屋市内 水域	天白川	生物B	○	○	○	豊川等 水域	宇連川(ア)	生物A	○	○	○
	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	×	×	×		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猪渡川	生物B	○	○	○		音羽川	生物B	○	○	○
	神田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	×	×	○
境川等 水域	高浜川	生物B	○	○	○	天竜川水域	梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	×	×		汐川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	×	○	○		*17年度環境基準達成率：37/42×100＝88%				
	半場川	生物B	○	○	○		*18年度環境基準達成率：37/42×100＝88%				
	朝鮮川	生物B	○	○	○		*19年度環境基準達成率：38/42×100＝90%				
矢作川 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	類型区分	環境基準値 (全亜鉛平均値)				
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○		生物A	0.03 mg/L以下			
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○		生物B	0.03 mg/L以下			

(3) 河川 42 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
	矢田川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
名古屋市内 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	
	逢妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	○	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	
	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	
	新川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	○	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	○	○	
	半湯川	生物B	○	○	○	'17年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	朝鮮川	生物B	○	○	○	'18年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
矢作川 水域	阿久北川	生物B	○	○	○	'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.001 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.002 mg/L以下				

(4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
	矢田川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
名古屋市内 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	
	逢妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	○	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	
	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	
	新川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	○	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川 大千瀬川	生物A	○	○	○	
	半湯川	生物B	○	○	○	'17年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	朝鮮川	生物B	○	○	○	'18年度環境基準達成率：41/42×100=98%					
矢作川 水域	阿久北川	生物B	○	○	○	'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (LAS平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.03 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.05 mg/L以下				

(5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L以下
COD75%水質値 (mg/L)	7.4	6.9	8.1			

(6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	'17年度	'18年度	'19年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L以下	○	○	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L以下	○	○	○

(7) 海域 1 1 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：5/11×100=45%	'18年度環境基準達成率：6/11×100=55%	'19年度環境基準達成率：5/11×100=45%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○			
	名古屋港(乙)	B	×	○	×			
	常滑地先海域	B	×	×	×			
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×			
	衣浦港	C	○	○	○			
	衣浦港南部	C	○	○	○			
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×			
	蒲郡地先海域	C	○	○	○			
	神野・田原地先海域	C	○	○	○			
渥美湾(甲)	渥美湾(甲)	B	×	×	×			
	渥美湾(乙)	A	×	×	×			
		類型区分				環境基準値 (COD75%水質値)		
		A				2 mg/L以下		
		B				3 mg/L以下		
		C				8 mg/L以下		

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：5/6×100=83%	'18年度環境基準達成率：5/6×100=83%	'19年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			
	三河湾(ロ)	III	○	○	○			
	三河湾(ハ)	II	×	×	×			
		類型区分				環境基準値 (全窒素平均値)		
		II				0.3 mg/L以下		
		III				0.6 mg/L以下		
		IV				1 mg/L以下		

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：5/6×100=83%	'18年度環境基準達成率：6/6×100=100%	'19年度環境基準達成率：6/6×100=100%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			
	三河湾(ロ)	III	○	○	○			
	三河湾(ハ)	II	×	×	×			
		類型区分				環境基準値 (全りん平均値)		
		II				0.03 mg/L以下		
		III				0.05 mg/L以下		
		IV				0.09 mg/L以下		

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'19年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			
		類型区分				環境基準値 (全亜鉛平均値)		
		特A				0.01mg/L以下		
		A				0.02mg/L以下		

(11) 海域 4 水域 (ノニルブエノール)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'19年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			
		類型区分				環境基準値 (ノニルブエノール平均値)		
		特A				0.0007mg/L以下		
		A				0.001mg/L以下		

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'17年度	'18年度	'19年度	'17年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	'19年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			
		類型区分				環境基準値 (LAS平均値)		
		特A				0.006mg/L以下		
		A				0.01mg/L以下		

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準
ア 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道自然環境保全部類に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道産水及び下水処理場等に係るものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道産水及び下水処理場等に係るものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 m/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	産業用水及び下水処理場等に係るものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水及び下水処理場等に係るものに掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水及び下水処理場等に係るものに掲げるもの	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2 mg/L以上	—

- 備考
- 1 基準値は、日間平均値とする。
 - 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 級：ヤママ、イワナ等腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水：1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級	6.5以上	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
	水道1級以下及び自然環境保全に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2、3級	6.5以上	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
	水道2級以下及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級	6.5以上	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	工業用水1級及び農業用水1級以下及びC以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	—
C	工業用水2級	6.0以上	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—
	工業環境保全	8.5以下	以下	以下	以上	—
備考	基準値は、日間平均値とする。					

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作。又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作。又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全重鉛	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
II	水道1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	0.03 mg/L以下	0.01 mg/L以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	0.03 mg/L以下	0.01 mg/L以下
備考	基準値は年間平均値とする。		

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全重鉛の項目の基準値は、全重鉛が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全重鉛の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物特A	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
	生物B	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

c

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				n - e - h e - k i - s a n 抽出物 質 (油分等)
		水素イオン濃 度 (pH)	化学 酸要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級 浴	7.8以上	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
	水 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	8.3以下	以下	以上	100mL以下	
B	水産2級 水	7.8以上	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
	工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	8.3以下	以下	以上	—	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の底生魚介類が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表3 底質の暫定除去基準

項目	基準値
水銀	水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり) 河川・湖沼：25 ppm以上 海域：総水銀含有量10ppm以上のもについて溶出試験を行い、 次式により算出した値(C)以上 $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)$ (ppm) $\Delta H = \text{平均潮差(m)}, J = \text{溶出率}, S = \text{安全率}$ (例えば、 $\Delta H = 2.37$ m (三河湾)、 $J = 3 \times 10^{-4}$ 、 $S = 100$ とすると、 $C = 14$ ppmとなる) (1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響 に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて 次式によって算出した値とする。 $\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times (12 \times \text{分}) / \text{平均周期(分)}$ (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求 め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。 (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分に より定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全 率をさらに見込むことは差し支えない。 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取 魚介類(エビ、カニ、ジャコ、ヤマコ、ナマコ、ボラ、巻き貝類等)の漁獲量の 総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50 とする。 3) 2)の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。
P C B	10 ppm以上

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1	水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
2	水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
3	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
4	水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1 河川

水区分	水域名	範囲	類型	経過期間	備考
水曹川水城	水曹川中流	落合タムから矢野頭直工まで	A	平成14年7月15日 環境省告示(昭和45年9月1日 閣議決定)	
	水曹川下流	大頭直工より下流	A	イ	
庄内川等水城	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	A	イ	令和2年3月31日 愛知県告示(平成12年3月31日 愛知県告示)(昭和61年3月31日 愛知県告示)(昭和46年5月25日 閣議決定)
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	C	イ	令和2年3月31日 愛知県告示(平成8年3月29日 愛知県告示)(昭和46年5月25日 閣議決定)
	庄内川下流	水分橋より下流	C	イ	
	矢野川上流	大橋橋より上流	D	イ	令和2年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	矢野川下流	大橋橋より下流	C	イ	令和2年3月31日 愛知県告示(平成17年3月25日 愛知県告示)(昭和46年5月25日 閣議決定)
	五条川下流	待合橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(平成8年3月29日 愛知県告示)(昭和46年5月25日 閣議決定)
	新川下流	新橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	荒子川	全域	E	イ	
	中川運河	全域	E	イ	
	堀川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
名古屋川内水城	山崎川	全域	D	イ	
	天白川	全域	D	イ	
	堀川上流	新橋橋より上流	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	堀川下流	新橋橋より下流	B	イ	
	逢妻川上流	境六橋より上流	C	イ	
	逢妻川下流	境六橋より下流	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示(平成10年3月30日 愛知県告示)(昭和45年9月1日 閣議決定)
	徳渡川	全域	C	イ	
	明瀬川	全域	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示(平成10年3月30日 愛知県告示)(昭和45年9月1日 閣議決定)
	長田川	全域	C	イ	
	平湯川	全域	C	イ	
境川等水城	阿久比川	全域	C	イ	平成21年3月29日 愛知県告示(昭和17年3月31日 愛知県告示)
	矢野川上流(1)	矢野タムより上流の矢野川	AA	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢野川上流	矢野タムから明治町水頭直工まで	AA	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢野川下流	明治町水頭直工より下流	A	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	乙川上流	四輪清取水口より上流	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	乙川下流	四輪清取水口より下流	A	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢野古川	全域	B	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(昭和48年3月30日 愛知県告示)
	鹿乗川	全域	C	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(昭和50年3月31日 愛知県告示)
	介木川	全域	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(平成8年3月29日 愛知県告示)
豊川等水城	雨山川及び乙女川下流	雨山川全線及び雨山川合流点より下流の乙女川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(平成38年3月30日 愛知県告示)
	木瀬川及び大穴川下流	木瀬川全線及び木瀬川合流点より下流の大穴川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示(平成11年3月31日 愛知県告示)
	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条水道取水地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	豊川下流	下条水道取水地点より下流	A	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	宇連川	全域	AA	イ	昭和29年3月31日 愛知県告示(平成11年3月31日 愛知県告示)(昭和46年5月25日 閣議決定)
天竜川水城	豊川放水路	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	榑田川	静岡県に属する水城を除く	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	音羽川	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(平成11年3月31日 愛知県告示)
	佐奈川	全域	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和62年3月30日 愛知県告示)
大千瀬川	沙川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示(昭和62年3月30日 愛知県告示)
	大千瀬川	静岡県境より上流	AA	イ	令和2年3月31日 愛知県告示(平成8年3月29日 愛知県告示)

2 湖沼

水区分	水域名	範囲	類型	経過期間	備考
鯉川等水城	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定

3 海城

水区分	水域名	範囲	経過期間	備考	
伊勢湾水城	名古屋港(甲)	別記1の水城	C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水城	B	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
衣浦湾水城	伊勢湾	別記4の水城	A	イ	平成14年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	衣浦港	別記5の水城	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
龍美湾水城	衣浦港南部	別記7の水城	C	ロ	
	龍美湾(甲)	別記8の水城	A	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
龍美湾(乙)	龍美湾(甲)	別記10の水城	C	ロ	
	龍美湾(乙)	別記11の水城	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定

(別記)

- 水曹川左岸溝渚堤岸端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 水曹川右岸溝渚堤岸端と水曹川右岸溝渚堤岸端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾渚堤岸を結ぶ線、同地点と矢野川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
- 矢野川河口右岸から豊浜町稲川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から天王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)、名古屋港(乙)、常滑地先海域、四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市市・鈴鹿地先海域(甲)、四日市市・鈴鹿地先海域(乙)、津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの(四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市市・鈴鹿地先海域(乙)の水城の範囲は、昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域」が該当する水質汚濁に係る環境基準の水城類型の指定)における別記に掲げる水城のとおりとする
- 衣浦大橋より濃奥の衣浦港
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。同島北西尾市吉良町砥子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と中央堤頭南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
- 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線、同地点と中央堤頭南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線、同地点から南3,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線、同地点と田原市白谷港(北緯34度41分9秒、東経137度14分30秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 三河湾々湾区域であって、蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町砥子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって、蒲郡地先海域、神野・田原地先海域及び龍美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注1) 達成期間の欄の記号の内訳については、次のとおりである。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 2020年3月末現在

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全室素及び全りに係る水質環境基準の水域類型指定
海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

- 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- 三河港港湾区域の海域
- 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

(注) 2020年3月末現在

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定
1. 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考		
木曾川水域	木曾川(2)	中濃大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示		
	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成			
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成			
	庄内川等 水域	五条川下流	待合橋より下流	生物B		5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
		庄内川	全域	生物B		直ちに達成	
		矢田川	全域	生物B		直ちに達成	
	名古屋市内 水域	荒子川	全域	生物B		直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
		中川運河	全域	生物B		直ちに達成	
		堀川	全域	生物B		直ちに達成	
		山崎川	全域	生物B		直ちに達成	
天白川		全域	生物B	直ちに達成			
境川		全域	生物B	直ちに達成			
逢妻川		全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成			
猿渡川		全域	生物B	直ちに達成			
禰田川		全域	生物B	直ちに達成			
境川等水域		高浜川	全域	生物B	直ちに達成		
	新川	全域	生物B	直ちに達成			
	長田川	全域	生物B	直ちに達成			
	半場川	全域	生物B	直ちに達成			
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的速 やかに達成			
	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成			

3 海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	藤前干潟(別記1)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場(別記2)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場(別記3)	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 富良野港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港(小鈴谷地区)北防波堤先端と同港(小鈴谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、初屋漁港北防波堤先端と同港(大谷地区)北防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保示町)先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港(榎戸地区)西防波堤先端と同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点(北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2,500mの地点(北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)
- 伊良湖岬と同地点から南南西1,750mの地点(北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小左地区)西防波堤先端と同港(小左地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防波堤先端と同港(豊浜地区)南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港(中州地区)西防波堤先端と同港(中州地区)東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富良野港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東8,500mの地点(北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒)を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から南方12,500mの地点(北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港理立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

(注) 2020年3月未現在

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の大伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	兼乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
宇連川(イ)	兼乙女橋より下流	生物B	直ちに達成		
豊川等水域	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
天竜川水域	汐川	全域	生物B	直ちに達成	
	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	1971. 6. 24 1972. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m ³ 以上排出する特定事業場 ・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、りん	1985. 7. 15	水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場※
健康項目	カドミウム、鉛、シアロム、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アロキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	1971. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	1989. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	1994. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2001. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	2012. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	1980. 7. 1 1987. 7. 1 1991. 7. 1 1996. 9. 1 2002. 10. 1 2007. 9. 1 2012. 5. 1 2017. 9. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制) (第8次総量規制)
	COD、窒素、りん(窒素、りんは2003.10.1から適用)	1981. 2. 3 2003. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注1) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(注2) 2020年3月末現在

(資料) 環境局作成

表 10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

事業場数(件)	事業種別(件)																						
	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木製品製造業	パルプ・紙製造業	化学工業	窯業	鉄鋼業	機械製造業	浄水施設	旅館業	飲食店等	洗たく業	病院	車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ処理場	下水道処理施設及場	その他				
木曽川	愛知県	3	1	0	0	1	0	2	0	2	12	2	4	1	4	1	1	19	0	55			
名古屋港・庄内川等	愛知県	87	294	20	12	3	30	262	10	245	389	89	277	10	649	33	11	943	181	3,550			
	名古屋市	0	8	4	3	0	5	10	0	57	9	1	37	1	44	20	2	43	26	270			
	一宮市	3	25	41	1	0	1	4	0	13	15	14	57	1	95	9	1	103	15	399			
	春日井市	1	18	1	3	1	5	11	0	64	21	27	51	2	86	10	1	121	28	454			
名古屋市	愛知県	2	4	0	0	0	0	2	0	15	6	3	11	0	35	3	0	61	5	148			
	名古屋市	3	5	5	1	1	7	5	5	86	9	1	27	2	48	25	1	18	45	295			
衣浦湾・境川等	愛知県	176	182	12	4	2	32	44	7	272	273	64	155	10	346	35	8	375	109	2,110			
	名古屋市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	1	7			
	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	豊田市	8	9	0	0	1	0	2	0	46	14	11	17	1	74	3	0	73	17	276			
矢作川	愛知県	79	39	4	0	1	1	15	1	37	46	12	38	3	102	2	1	89	9	480			
	岡崎市	8	13	6	1	1	3	12	0	41	30	15	19	2	111	15	2	66	10	357			
	豊田市	36	37	0	0	0	5	45	0	33	100	38	34	0	93	6	2	114	46	593			
渥美湾・豊川等	愛知県	409	160	19	9	0	9	32	5	70	237	41	129	4	181	23	6	138	47	1,521			
	豊橋市	152	55	2	4	1	3	19	1	41	27	14	69	7	108	14	0	87	65	672			
天竜川	愛知県	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	豊橋市	1	8	0	0	0	0	5	0	0	28	0	1	0	2	0	1	6	0	52			
小計	愛知県	757	688	55	25	7	72	362	23	641	991	211	615	28	1,319	97	28	1,631	351	7,916			
	名古屋市	3	14	9	4	1	12	15	5	143	19	2	66	3	93	46	3	61	72	572			
	豊橋市	152	55	2	4	1	3	19	1	41	27	14	69	7	108	14	0	87	65	672			
	岡崎市	8	13	6	1	1	3	12	0	41	30	15	19	2	111	15	2	66	10	357			
	春日井市	3	25	41	1	0	1	4	0	13	15	15	57	1	95	9	1	106	15	403			
豊田市	44	46	0	0	1	5	47	0	79	114	49	51	1	167	9	2	187	63	869				
計		968	859	114	38	12	101	470	29	1,022	333	928	44	1,979	200	37	2,259	604	11,243				

(注) 1 処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む
 2 2020年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表 11-1 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	管 所	業 種 別 内 訳 (件)													事 業 場 数 (件)						
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業 ・	浄 水 施 設	旅 館 業	飲 食 店 等	洗 たく 業		病 院	車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 処 理 場 及 び	そ の 他
木 曾 川	愛 知 県	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	12	0	20
	一 宮 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
名 古 屋 港 ・ 庄 内 川 等	愛 知 県	14	65	9	0	1	19	33	5	98	0	39	24	5	4	7	5	0	331	15	674
	名 古 屋 市	0	3	1	0	0	4	3	0	42	0	4	0	12	0	5	13	1	24	22	134
	一 宮 市	2	9	31	0	0	0	1	0	4	0	8	5	1	0	0	9	1	31	9	111
名 古 屋 市 内	春 日 井 市	0	2	0	0	1	4	4	0	37	1	4	9	6	1	1	7	1	52	9	139
	愛 知 県	2	1	0	0	0	0	0	0	6	0	2	3	0	0	0	2	0	32	0	48
衣 浦 湾 ・ 境 川 等	名 古 屋 市	0	0	0	0	1	6	4	5	66	1	6	1	14	1	2	21	1	15	40	184
	愛 知 県	7	27	0	0	1	18	9	5	100	0	25	10	3	7	2	4	1	120	6	345
	名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢 作 川	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡 崎 市	1	5	4	1	0	1	0	0	23	0	7	8	1	0	2	9	2	33	3	100
瀧 美 湾 ・ 豊 川 等	豊 田 市	1	7	0	0	0	2	25	0	22	0	16	16	0	0	0	4	1	34	15	143
	愛 知 県	47	23	5	0	0	7	7	3	27	0	41	5	7	0	1	2	0	65	2	242
天 竜 川	豊 橋 市	26	18	1	0	1	2	3	1	20	0	6	4	3	7	3	13	0	35	23	166
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	愛 知 県	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	8
	愛 知 県	82	125	17	0	4	44	53	13	250	1	115	44	15	15	10	13	1	615	24	1,441
計	名 古 屋 市	0	4	1	0	1	10	7	5	108	1	10	1	26	1	7	34	2	39	62	319
	豊 橋 市	26	18	1	0	1	2	3	1	20	0	6	4	3	7	3	13	0	35	23	166
小 計	岡 崎 市	1	5	4	1	0	1	0	0	23	0	7	8	1	0	2	9	2	33	3	100
	一 宮 市	2	9	31	0	0	0	1	0	4	0	8	5	1	0	0	9	1	33	9	113
計	春 日 井 市	0	2	0	0	1	4	4	0	37	1	4	9	6	1	1	7	1	52	9	139
	豊 田 市	2	12	0	0	0	2	25	0	55	0	17	22	0	1	3	6	1	51	21	218
計	豊 田 市	113	175	54	1	7	63	93	19	497	3	167	93	52	25	26	91	8	858	151	2,496

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 2020年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表12 項目別排水基準超過の状況 (2019年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準を 超えた数	排水基準を 超えた割合(%)
一般項目			
PH	457	6	1.3
BOD	364	21	5.8
COD	442	2	0.5
SS	447	11	2.5
ノルマルヘキササン抽出物質	1	1	100.0
フェノール類	7		
銅	26		
亜鉛	64	3	4.7
溶解性鉄	10		
マangan			
クロム	42	1	2.4
大腸菌群			
全窒素	452	1	0.2
全リン	453	3	0.7
カドミウム	6		
シアン	29		
有機リン			
鉛	19		
六価クロム	38		
砒素	8		
総水銀	1		
PCB			
トリクロロエチレン	12		
テトラクロロエチレン	12		
ジクロロメタン	2		
四塩化炭素	10		
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン	10		
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 1, 3-ジクロロプロペン			
チウラ			
マジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン	1		
ほう素	37		
ふっ素	66		
アンモニア、アンモニウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	36	1	2.8
その他			
計(延べ件数)	3,052	50	1.6

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について (2019年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
	指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	15	0	57	21
殺菌剤	19	0	133	38
除草剤	12	0	50	27
植物成長調整剤	5	0	6	2
全体	20	0	246	88

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(5ゴルフ場))を含む県内20調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境局調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋	2,297,364	28,381	2,281,700	99.3%
豊橋	376,141	4,912	281,421	74.8%
岡崎	387,106	5,805	344,849	89.1%
一宮	384,790	4,401	262,117	68.1%
瀬戸	129,410	1,504	85,493	66.1%
半田市	119,884	1,867	108,175	90.2%
春日井	311,129	3,233	214,450	68.9%
豊川	186,667	3,580	156,094	83.6%
津島	62,024	463	26,192	42.2%
碧南	73,180	1,263	57,432	78.5%
刈谷	152,823	2,246	141,611	92.7%
豊田市	424,053	5,265	316,881	74.7%
安城市	190,368	2,419	153,649	80.7%
西尾	172,114	2,865	129,985	75.5%
蒲郡	80,037	1,254	51,009	63.7%
大山市	73,665	1,086	50,569	68.6%
常滑	59,407	1,156	31,010	52.2%
江南	100,478	637	41,009	40.8%
小牧	152,842	2,522	115,528	75.6%
稲沢	136,467	1,014	61,235	44.9%
新城市	45,745	449	16,861	36.9%
東海市	114,894	1,502	99,213	86.4%
大府	92,670	1,288	77,709	83.9%
知多市	85,377	1,435	81,529	95.5%
知立	72,392	671	48,953	67.6%
尾張旭	83,797	923	66,674	79.6%
高浜	49,298	542	31,087	63.1%
岩倉	48,045	419	33,612	70.0%
豊明	69,027	707	51,225	74.2%
日進	91,652	1,023	70,891	77.3%
田原	61,564	931	33,485	54.4%
愛西市	62,849	382	19,871	31.6%
清須	69,209	296	19,554	28.3%
北名古屋	86,113	552	41,140	47.8%
弥富	44,491	316	16,981	38.2%
みよし	61,040	945	48,778	79.9%
あま市	89,003	517	28,983	32.6%
長久手	59,499	796	53,586	90.1%
東郷	44,057	545	35,807	81.3%
豊山	15,766	219	11,222	71.2%
大口	24,203	593	22,334	92.3%
扶桑	34,852	248	15,580	44.7%
大治	32,865	103	6,580	20.0%
蟹江	37,677	290	21,265	56.4%
阿久比	28,655	373	24,545	85.7%
東浦	50,154	671	43,285	86.3%
武豊	43,584	688	35,198	80.8%
幸田	42,430	595	30,639	72.2%
東栄	3,104	98	1,616	52.1%
その他の都市	49,812	0	0	0.0%
計	7,563,773	93,986	5,998,612	79.3%
計(名古屋を除く)	5,266,409	65,605	3,716,912	70.6%

1 処理区域面積は2020年3月31日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域人口は2020年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法第九條第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
 (資料)建設局調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h a)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化槽	岡崎市、豊田市、安城市 西尾市、幸田町	1992	14,009 17,383	807,278 854,049	263,800 463,800
境川 流域下水道	境川 浄化槽	刈谷市、豊田市、安城市 大府市、知立市、豊明市 みよし市、東郷町、東浦町	1989	8,823 12,472	562,846 656,449	186,200 369,200
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化槽	半田市、知多市、阿久比町 東浦町、武豊町	1991	3,534 4,072	209,972 212,850	84,600 113,000
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化槽	碧南市、安城市、高浜市	1996	2,235 3,130	103,301 134,710	31,100 78,000
豊川 流域下水道	豊川 浄化槽	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市	1980	4,945 6,626	218,722 243,930	100,000 161,300
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化槽	犬山市、小牧市、岩倉市 大口町	1987	3,558 5,481	174,487 205,850	91,200 130,400
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化槽	一宮市、稲沢市	2000	3,059 5,929	196,423 299,190	68,600 184,300
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化槽	一宮市、犬山市、江南市 岩倉市、大口町、扶桑町	2001	2,217 5,316	128,147 247,440	30,000 131,400
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化槽	北名古屋、豊山町	2007	742 1,723	52,362 98,740	13,390 56,800
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化槽	津島市、愛西市、弥富市 あま市、大治町、蟹江町	2009	1,849 6,040	108,788 283,570	24,100 146,200
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化槽	稲沢市、清須市、北名古屋	2012	281 1,395	19,554 70,960	4,400 39,000

(注) 表の数値については、それぞれ以下のとおり。
 上段：2020年4月1日現在の処理開始公示区域の面積
 下段：2020年4月1日現在の基本計画面積
 (資料)建設局調べ